

平成12年5月22日  
四国財務局

〔 局 長 談 話 〕

(株)百十四銀行と四国貯蓄信用組合の  
事業譲渡基本合意について

- 1 . 本日、(株)百十四銀行と四国貯蓄信用組合から、(株)百十四銀行に対する四国貯蓄信用組合の事業譲渡について、基本合意書が締結された旨の報告を受けたところである。
- 2 . 四国貯蓄信用組合については、金融再生委員会による処分が行われた後、同組合の金融整理管財人から、香川県内に本店が所在する6金融機関に対し、事業譲受の要請が行われていたところ、(株)百十四銀行から当該要請に応ずる旨の回答があり、本日、基本合意に至ったものと聞いている。
- 3 . 四国財務局としては、今後、事業譲渡が行われるまでの間、金融整理管財人による同組合の運営等が円滑に行われるとともに、当該事業譲渡基本合意に基づき極力早期に事業譲渡が完了することを期待しており、最大限の協力を行ってまいりたい。